

公益信託 荘内銀行ふるさと創造基金
平成 28 年度 応募要項

1. 趣旨

学校教育、社会教育、文化の振興に関する生涯学習に資するための活動を支援します。

2. 助成の対象となる活動

- (1) 学校における教育的な活動
- (2) 地域住民と一体となった社会教育的な活動
- (3) 県内に伝わる文化的な活動

※宗教的、政治的宣伝意図を有するもの及び営利を目的とするものは除きます。

3. 助成金額、助成件数及び助成対象期間

- (1) 助成金の金額は、それぞれの活動の所要額を限度とします。
- (2) 助成総額は、年間 1,000 万円程度とします。
助成総件数は、50 件程度とします。
- (3) 助成金の配分は、1 件あたりの標準的な助成金として 10～40 万円とします。
- (4) 助成対象期間は、助成給付日が属する年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとします。

4. 助成金の使途

活動に関する費用であれば、機材費、会場費、消耗品費、旅費、謝礼金等を含め、その内容を問いません。ただし、人件費は認めません。

5. 助成金の返戻

申請活動が中止又は継続不能になった場合は、助成金の全部または一部を返戻していただきます。

6. 報告の義務

助成を受けた個人または団体は、助成期間終了後の 2 ヶ月以内に活動の結果及び会計について報告（領収書も添付）していただきます。

7. 助成の方法

(1) 選考

公益信託運営委員会の審査・選考を尊重し、受託者が決定します。

(2) 選考基準

- ①地域の教育力を高める、または教育環境を整える活動であること。
- ②個性的・先進的な取り組みで、地域に密着した活動であること。
- ③夢のあるチャレンジ精神豊かな活動であること。
- ④その他公益信託の設定趣旨に基づいた活動であること。

(3) 通知

選考の結果は、助成給付日が属する年の4月下旬～5月上旬に、採択団体に対し書面にて通知いたします。

(4) 助成金の支払い

採択団体に対する助成金の支払いは7月下旬を予定しています。

8. 応募方法

(1) 所定の申請書に必要事項を記入し、事務局宛にお送りください。また、県内の荘内銀行本支店でも受け付けいたします。なお、提出された申請書及び添付書類は返却いたしません。

(2) 申請書提出にあたっての留意事項

- ①同一の活動が複数の団体により計画されている場合には、その活動の代表者が申請することとし、共催者名を申請書に記載してください。
- ②活動計画は、助成対象の選考にあたっての審査資料となりますので、変更の生ずることのないよう十分検討のうえ、作成願います。
- ③所定外の申請書での申請は受け付けいたしません。
- ④添付資料がある場合は、原則A4サイズ5枚以内にてご提出ください。

9. 応募期間

平成28年1月12日（火）～平成28年2月29日（月）

10. お問い合わせ・申請書送付先

〒997-8611 山形県鶴岡市本町一丁目9-7
公益信託荘内銀行ふるさと創造基金
事務局 荘内銀行広報CSR室 宛
TEL : 0235-28-2437
FAX : 0235-28-2427
URL : <http://www.shonai.co.jp/koueki/>

*過去の助成実績などをホームページでご覧いただけます。